

平成29年9月29日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、被保険者A（以下「A」という。）に係る国民年金法（以下「国年法」という。）による遺族基礎年金について、後記第2の2記載の原処分を取り消して、不支給分の支給を求めるということである。

第2 再審査請求に至る経緯

1 請求人は、Aの子であり、国民年金の被保険者であったAが平成〇年〇月〇日に死亡したことに伴い、平成〇年〇月〇日（受付）、厚生労働大臣に対し、遺族基礎年金の裁定を請求した（以下「本件裁定請求」という。）。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、遺族基礎年金の受給権取得年月を平成〇年〇月として、平成〇年〇月分以降の年金を支給することとし、同年〇月分までの年金については時効消滅したとして支給しない旨の処分（以下、この支給しないとした処分を「原処分」といい、支給しないとされた分を「本件不支給分」という。）をした。

3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、本件再審査請求をした。

第3 請求人の主張

請求人の主張は別紙1、2記載のとおりであり、時効は権利行使することができる時から進行する（民法第166条第1項）が、本件についてはA死亡時においても、請求人が成年に達した時においても、いまだ「権利行使することができる時」は到来しておらず、本件不支給分について消滅時効は完成していないというものである。

第4 当審査会の判断

1 国年法第102条第1項は、年金給付を受ける権利は、5年を経過したときは、時効によって消滅する旨を、また、会計法第30条は、国に対する権利で金銭の給付を目的とするものについては、5年間これを行わないときは時効により消滅する旨を規定している。本件遺族基礎年金の受給権が発生したのは、Aが死亡した平成〇年〇月〇日であり、法律上は、その時からその権利の行使が可能であるところ、請求人がその給付を請求したのは同日から5年以上経過した後の平成〇年〇月〇日であるから、本件について上記の国年法の規定をそのまま適用すると、本件遺族基礎年金の受給権は請求時には既に時効によって消滅していたことになるが、保険者はこのような場合において、受給権の行使自体は是認するという行政措置をとるのを例としており、これに基づいた上で、支払期日ごとに発生する年金給付の支給を受ける権利（支分権）については、会計法の上記規定により5年の経過をもって時効により消滅しているとして、上記のように本件遺族基礎年金のうち、平成〇年〇月以降分についてはこれを支給するが、同年〇月以前の分は支分権が時効により消滅していることを理由に、これを支給しないことにしたものと認められる。

2 これに対し、請求人は、時効は完成していないと主張するので、以下、検討する。

(1) 本件記録によれば、請求人は、平成〇年〇月〇日に出生したが、平成〇年に父が死亡し、母Aも統合失調症で十分な養育能力がなかったため、同年〇月〇日に児童養護施設入所の措置がとられたこと、その後、平成〇年〇月〇日Aが死亡し、請求人に対して親権を行う者がいない状態となつたが、未成年後見人の選任はされず、請求人は引き続き児童養護施設で過ごしたこと、請求人は、平成〇年〇月高校を卒業して就職し、同月〇日児童養護施設

を措置解除により退所したこと、請求人は平成〇年〇月〇日成年に達したが、請求人が本件遺族基礎年金の裁定を請求したのは平成〇年〇月〇日であることが認められる。

- (2) 民法第166条第1項は、「消滅時効は、権利行使することができる時から進行する。」と規定しているところ、最高裁判所昭和45年7月15日大法廷判決は、同項の「権利行使することができる時」の解釈に関して、「単にその権利の行使につき法律上の障害がないというだけではなく、さらに権利の性質上、その権利行使が現実に期待のできるものであることをも必要と解するのが相当である。」と判示している。

しかしながら、民法第158条第1項は、時効の期間満了前6箇月以内の間に未成年者又は成年被後見人に法定代理人がいないときは、その者が行為能力者になった時又は法定代理人が就職した時から6箇月を経過するまでの間は、時効は完成しないと定め、時効停止期間を置いている。このことからすると、民法は、法定代理人のいない未成年者や成年被後見人（精神上の障害により事理を弁別する能力を欠く常況にある者）のような事実上権利の行使が困難である者についても時効は進行することを前提とした上で、これらの者を保護するために、6箇月間の時効停止期間を置いたものと解されるのであり、このような法規の定めに照らすと、権利者が未成年者や成年被後見人であることは、「権利の性質上、その権利行使が現実に期待のでき」ない場合には当たらず、時効は進行するものといわざるを得ない。そして、請求人については、親権者であるAが死亡した後、未成年後見人が選任されなかつたほか、前記(1)認定の事情が認められ、権利の行使が事実上困難である状況下にあったことがうかがわれるが、このような権利行使の困難さは、

法定代理人のいない未成年者や成年被後見人について一般的に想定される範囲内のものといわざるを得ず、これをもって請求人が権利行使することができない状態にあったと評価することはできない。また、請求人は、成年に達した後も、本件の権利行使が困難であったと主張するが、これを認めるに足りる資料はない。この点についての請求人の主張は、採用することができない。

- (3) そうだとすると、本件については、Aが死亡した日である平成〇年〇月〇日から遺族基礎年金の裁定請求権の行使は可能であり、これを行ふことにより支分権を含め年金を受給することができるるのであるから、支分権についても各支払期から時効が進行するというべきである。そして、年金の支分権については、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月に前月分までを支払うとされており、支払月の翌月1日が時効の起算日となるから、本件裁定請求をした平成〇年〇月〇日の時点において、支払期から5年を経過している平成〇年〇月分から平成〇年〇月分までは、消滅時効が完成していることとなる（なお、前記のとおり、請求人には親権者及び未成年後見人がいなかつたので、民法第158条第1項により、成年に到達し行為能力者となつた日から6箇月以内に本件裁定請求をすれば時効は完成しなかつたが、請求人が本件裁定請求をしたのは、成年に到達した日から6箇月を経過した後であるので、同項の適用はない。）。

- (4) 以上によれば、本件不支給分を不支給とした原処分は相当であり、本件再審査請求は、理由がないから棄却すべきである。

- 3 よって、主文のとおり裁決する。